

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 芽室町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,204	3,240	243	6,687

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,277	10,071	206	204	21	9,569	
一般会計等	10,277	10,071	206	204		9,569	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
水道事業会計	475	441	34	217	47	2,553	564	法適用
公立芽室病院事業会計	2,338	2,383	45	738	290	1,366	717	法適用
簡易水道特別会計	115	114	2	2	49	553	327	法非適用
集落排水特別会計	120	118	2	2	58	768	587	法非適用
公共下水道特別会計	1,293	1,284	9	9	448	4,519	3,344	法非適用
地域開発事業特別会計	389	312	77	373	-	-	-	法非適用
国民健康保険特別会計	2,488	2,432	56	56	225	-	-	
老人保健特別会計	2,078	2,030	48	48	173	-	-	
介護保険特別会計	1,084	1,021	63	63	154	-	-	
特別養護老人ホーム特別会計	507	358	149	149	-	-	-	
公営企業会計等 計				1,657		9,759	5,539	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
十勝環境複合事務組合(一般会計)	3,759	3,631	129	129	18	2,845	65	
十勝環境複合事務組合(余熱利用事業会計)	138	135	4	4	-	123	-	法非適用
西十勝消防組合	833	822	11	11	-	28	26	
十勝圏複合事務組合	357	329	28	28	-	-	-	
十勝中部広域水道企業団	1,973	1,968	5	632	-	15,589	118	法適用
一部事務組合等 計				804		18,585	209	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
芽室町土地開発公社	0	21	5	-	-	-	-	0	
めむろ新嵐山株式会社	7	15	30	-	-	-	-	0	
地方公社・第三セクター等 計			35	-	-	-	-	0	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金(a)	1,128	1,132	4
減債基金(b)	512	497	15
その他充当可能基金(c)	1,146	1,359	213
充当可能基金 計(d)	2,786	2,988	202

(単位:百万円)

その他基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
備荒資金(超過分)(e)	1,104	890	214
合併特例債により達成された基金(f) (該当する市町村のみ記載)	-	-	-
その他(d-f)いずれにも当てはまらない基金(g)	-	-	-
合計(d+e+f+g)	3,890	3,878	12

- (注) 1. 「充当可能基金」とは「将来負担比率」の算定において、一般会計等が今後負担すべき地方債の償還などへ充てることができる基金の額をいう。
 2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.09	3.05	0.96	14.16	20.00	水道事業会計		51.0	
連結実質赤字比率		27.82		19.16	40.00	公立芽室病院事業会計		35.5	
実質公債費比率	16.8	17.0	0.2	25.0	35.0	簡易水道特別会計		2.8	
将来負担比率		94.2		350.0		集落排水特別会計		9.1	
財政力指数	0.43	0.44	0.0			公共下水道特別会計		2.5	
経常収支比率	81.9	85.2	3.3			地域開発事業特別会計		100.0	

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律20%である(公営競技は0%)。